

山口市新山口駅周辺活性化対策資金融資保証料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山口市新山口駅周辺活性化対策資金融資制度要綱（以下「融資要綱」という。）に定めるところにより、中小企業者等が新山口駅周辺活性化対策資金の借受けの際に支払った信用保証料の補助措置を講じることにより、新山口駅周辺での事業所の集積及び事業活動の増大を促進し、もって、新山口駅周辺の活性化に寄与することを目的とする。

(保証料の補助)

第2条 市長は、融資要綱に定めるところにより、山口市新山口駅周辺活性化対策資金の融資を受けた借受人（以下「借受人」という。）が、山口県信用保証協会に対して支払った保証料について補助するため、毎年度予算の範囲内で、山口商工会議所（以下「商工会議所」という。）に山口市新山口駅周辺活性化対策資金融資保証料補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 商工会議所は、前項の補助金を借受人に支払わなければならない。

3 「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」（20240115 中庁第15号令和6年1月18日制定）に基づく保証料の上乗せ分は補助金の対象としないものとする。

4 補助金の額は、借受人が支払った保証料の額の2分の1以内の額とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(保証料補助金の交付申請)

第3条 商工会議所は、補助金の交付を受けようとするときは、各月毎の信用保証実績に基づき、当該月の翌月15日までに、保証料補助金交付申請書（別記様式第1号）に必要書類を添え市長に提出しなければならない。

(借受人の保証料補助交付申請)

第4条 借受人は、補助金の交付を受けようとするときは、商工会議所所定の方法により申請書を商工会議所へ提出するものとする。

(保証料補助金の交付)

第5条 市長は第3条の申請書を受理し、内容を審査し適当と認めるときは、すみやかに補助金の交付を決定し、商工会議所の提出する請求書を受理した日から15日以内に当該補助金を交付するものとする。

(調査)

第6条 市長は商工会議所に対し、保証料の補助について報告を求め、又は関係書類等を調査さ

せることができる。

(保証料補助金の返還)

第7条 借受人は、当該融資の繰上償還により山口県信用保証協会から保証料の返還を受けたときは、商工会議所に報告し、相当する補助金について返還しなければならない。商工会議所は、返還を受けた補助金を市長に返還しなければならない。

(特例措置)

第8条 市長は、山口市新山口駅周辺活性化対策資金融資制度要綱第2条第4項に規定する災害等の特段な事由により、新山口駅周辺の事業所集積及び事業活動に深刻な影響が生ずると判断される場合には、この要綱に定める補助額その他の事項について特例措置を講ずることができる。

2 前項に規定する特例措置の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長がこれを決定する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(別記様式第 1 号)

山口市長 様

山口商工会議所（又は商工会）

代表者

保証料補助金交付申請書

山口市新山口駅周辺活性化対策資金融資保証料補助金交付要綱第3条に基づき、補助金を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額

四